

福岡県公報

平成三十年五月十五日
第三千九百九十一号
増刊
①

目次

訓令

○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(人事課) ……………一

訓令

福岡県訓令第七号

本庁
出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成十年三月福岡県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「通勤時間帯における交通混雑の緩和等」を「職員の仕事と生活の調和の推進」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。